

議案第52号

天神川流域下水道条例の一部改正について

次のとおり天神川流域下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

天神川流域下水道条例の一部を改正する条例

天神川流域下水道条例（昭和58年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項において準用する同法第7条第2項、第21条第2項及び第25条の規定に基づき、天神川流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第2条 略

（流域下水道の構造の基準）

第3条 流域下水道の構造は、下水道法第7条第1項に規定するもののほか、次項から第4項までに定める基準に適合するものでなければならない。

2 排水施設（これを補完する施設を含む。次項において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第4項において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- （1）堅固で耐久力を有する構造とすること。
- （2）コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最小限度のものとする措置が講ぜられている

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項において準用する同法第25条の規定に基づき、天神川流域下水道の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第2条 略

こと。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障を生ずるおそれがないと認められるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手とうの設置その他の知事が定める措置が講ぜられていること。

3 排水施設の構造の基準は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠きよの断面積は、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする
こと。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠^{きよ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠^{きよ}の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

4 第2項に定めるもののほか、処理施設の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。次条において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置が講ぜられていること。

（終末処理場の維持管理）

第4条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うも

のとする。

(1) 活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

(2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

(3) 急速濾過設備は、濾床が詰まらないように定期的に洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

(4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置を講ずること。

(指定管理者による管理)

第5条 略

(指定管理者による管理)

第3条 略

(指定管理者の選定の特例)

第6条 略

(指定管理者の管理の期間)

第7条 指定管理者が第5条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(委任)

第8条 略

(指定管理者の選定の特例)

第4条 略

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(委任)

第6条 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。